

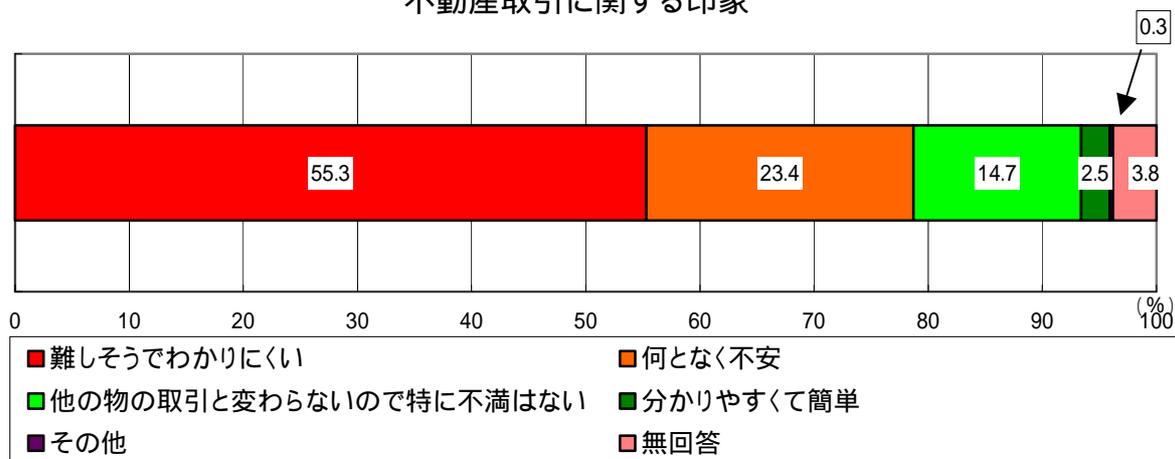
## 不動産取引価格情報の提供制度の創設に関する意識調査結果

調査対象	母集団 全国20歳以上の者 標本数 3,000人
抽出法	層化2段階無作為抽出
調査時期	平成15年8月21日～9月1日
調査方法	調査員による個別訪問聴取
回収結果	有効回収(率) 2,224人(74.1%)

### 1 不動産取引について

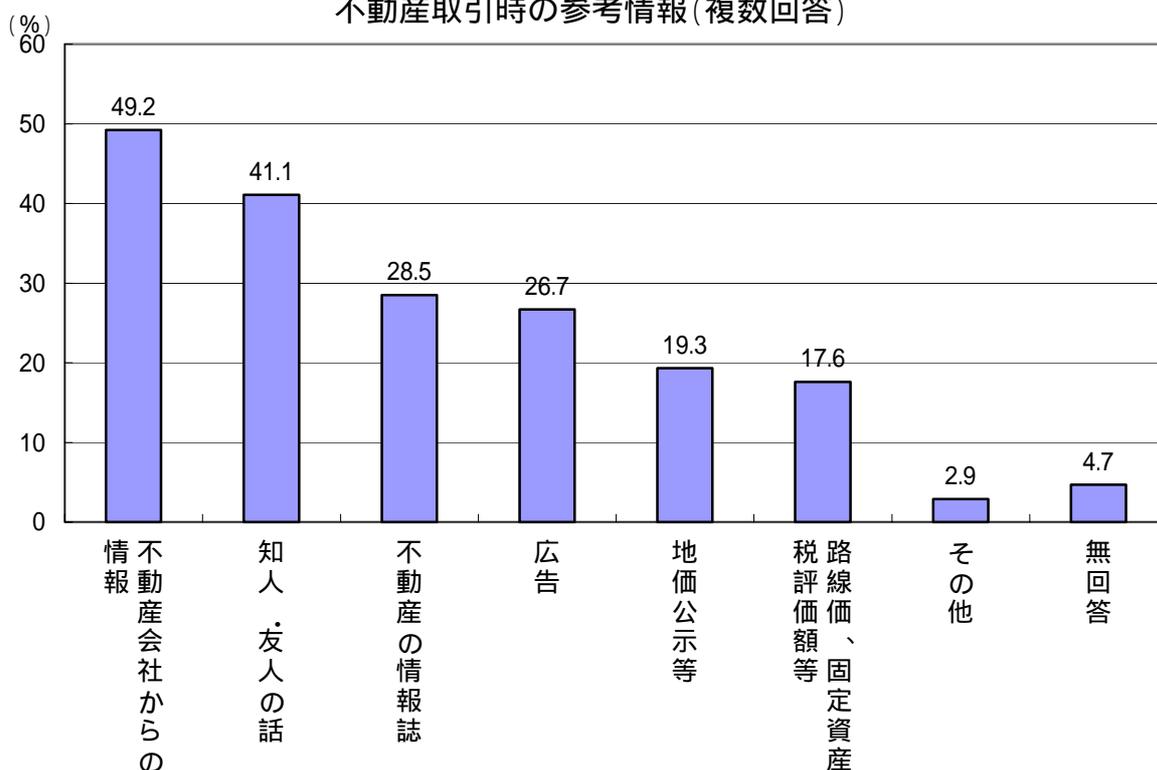
(1) 約8割の者が、不動産の取引について難しそうで分かりにくい、何となく不安としている。

不動産取引に関する印象



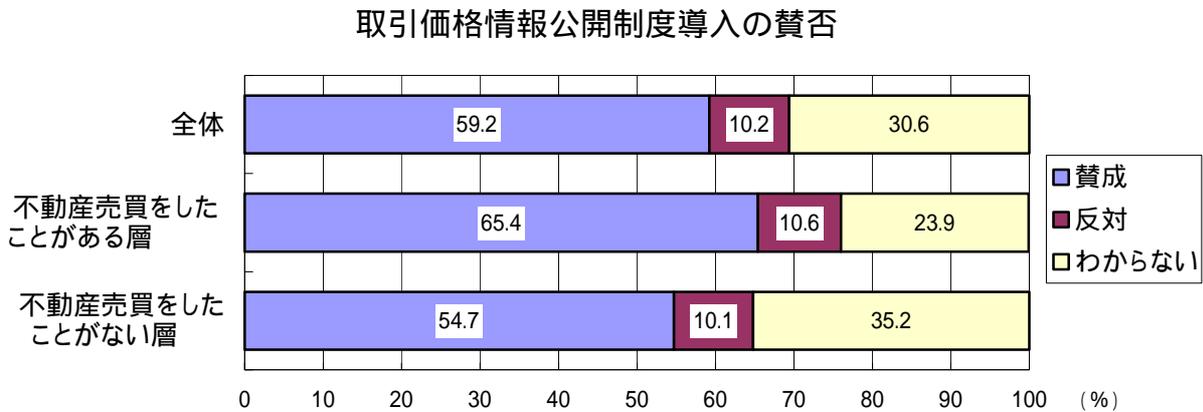
(2) 不動産を売買する際には不動産会社からの情報を利用するとした者が、約5割で最も多い。

不動産取引時の参考情報(複数回答)



## 2 取引価格情報の提供制度について

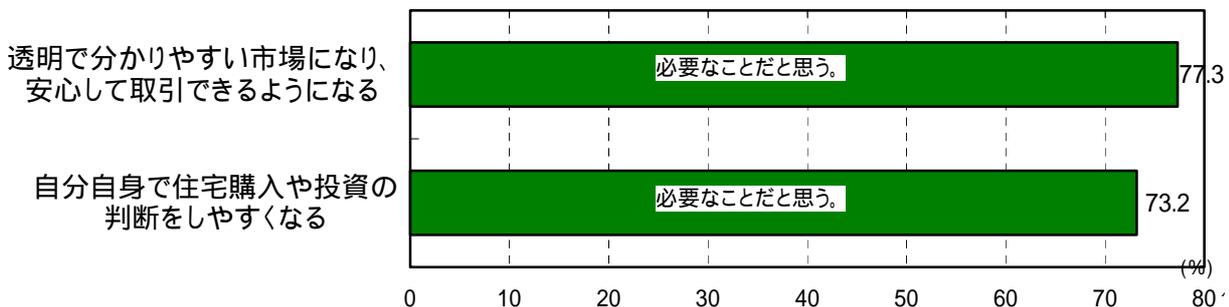
- (1) 制度の導入については、賛成60%に対して反対10%と、賛成が上回る。不動産の売買をしたことがある層では賛成が多くなっている。



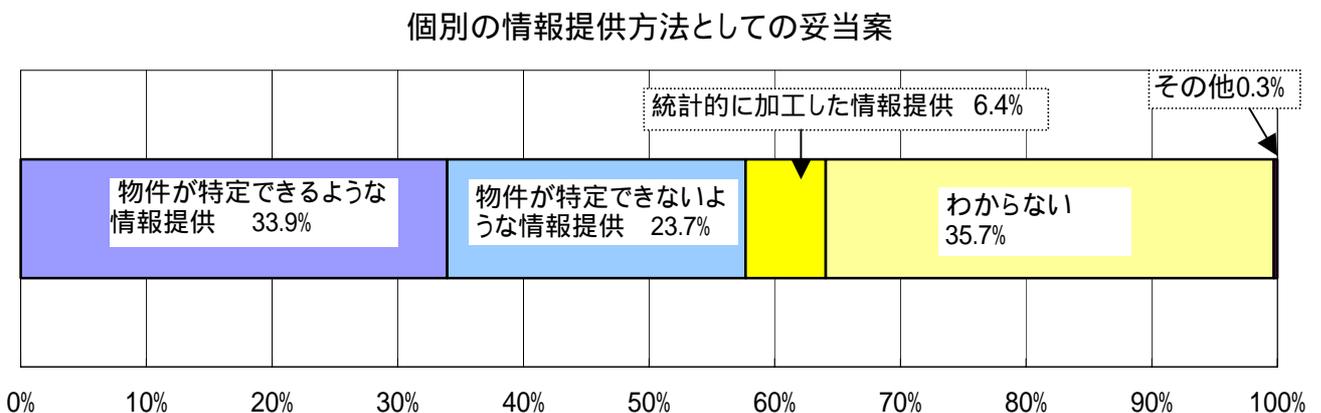
不動産の売買をしたことがある層に限ってみると、賛成が65%、反対が11%、わからないが24%となっており、不動産の売買をしたことがない層より賛成が11ポイント高くなっている。不動産の売買を現在検討している層では、更に10ポイント高く(75%)になっている。

- (2) 導入のメリットとして、市場の透明性向上、判断のしやすさを挙げる者が多い。

「不動産の取引価格を一般に提供していく制度」の導入のメリット



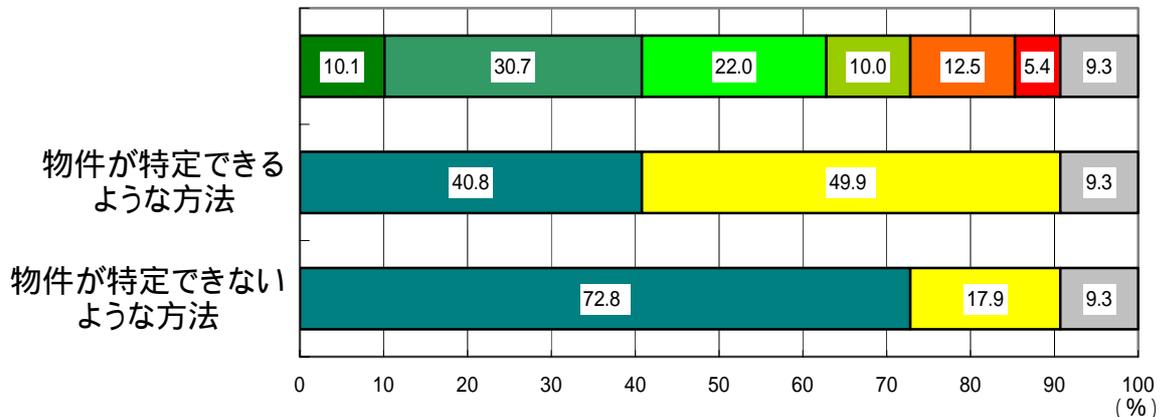
- (3) 具体的な提供方法は、「物件が特定できるような情報提供」への支持が最も多く、続いて「物件が特定できないような情報提供」、「統計的に加工した情報提供」の順。



### 3 自分自身の取引価格が一般に知られることについて

物件の所在は構わないが個人名は公表しない方がよいが4割、加えて、物件の所在もわからない方がよいとする者までで7割強となっている。

自分自身の取引価格が一般に知られることについて



上段のグラフの凡例

- 物件の所在や個人名まで公表されても構わない
- 物件の所在は構わないが個人名は公表しない方がよい
- 個人名は公表せず物件も簡単に特定されないようにしてほしい
- 個人名も物件の所在もわからない方がよい
- 公的な目的に限定し守秘義務の下で利用されるならよい
- 公的な目的に使われることにも反対である
- よくわからない

下2段のグラフの凡例

- 了承する
- 了承しない
- よくわからない

物件が特定できるような方法を了承する者とは、自分自身の取引価格について、「物件の所在や個人名まで公表されても構わない」と「物件の所在は構わないが個人名は公表しない方がよい」とした者。物件が特定できないような方法なら了承する者とは、上記の者に、更に、「個人名は公表せず物件も簡単に特定されないようにしてほしい」と「個人名も物件の所在もわからない方がよい」を加えた者とした。

自分自身の取引価格が物件の所在が分かるような方法で開示されてもよいとする割合は、不動産の売買をしたことがある層は、売買をしたことがない層に比べて10ポイント高い46%となっており、不動産の売買を現在検討している層では更に16ポイント高い62%となっている。